

1. 学校において整備することが求められる主な安全衛生管理体制

< 1. 常時50人以上の労働者を使用する事業場 >

- 衛生管理者：衛生に係る技術的事項を管理する者
職務の例：少なくとも週1回の巡視、健康に異常のある者の発見及び処置、作業環境の衛生上の調査 等
資 格：衛生管理者免許取得者、医師、「保健体育」の中学・高等学校教諭、養護教諭（※1）等から選任
- 産 業 医：労働者の健康管理等を行う者
職務の例：健康診断及び面接指導等の実施、作業環境の維持管理、少なくとも月1回の巡視 等
資 格：医師のうち、厚生労働大臣が定める研修を修了した者等から選任
（学校保健安全法により全ての学校に置くこととされている「学校医」に加えて選任することが必要）
- 衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関
構 成：校長、衛生管理者、産業医等で構成
主な調査審議事項：①勤務中の事故等に関する原因調査、防止対策と勤務環境管理
②健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理
③教職員に対する安全衛生教育についての計画策定
④長時間にわたる勤務による教職員の健康障害の防止対策 等

< 2. 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場 >

- 衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者
職務の例：作業環境の点検、健康の保持増進のための措置に関すること 等
資 格：業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者から選任（※2）

※1 衛生管理者規程（昭和47年労働省告示第94号）において、衛生管理者免許を有していなくても衛生管理者に選任できる者があげられている。

※2 安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）において、大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの等があげられている。

労働安全衛生管理体制の整備について②

2. 学校において求められる健康の保持増進のための措置の例

< 1. 定期健康診断 > ※別途学校保健安全法第15条にも職員の健康診断の規定があり、学校では両方の規定が適用される。

- 対 象：常時使用する労働者（※3）
- 頻 度：一年以内ごとに1回、定期

< 2. 面接指導 > ※ 産業医の選任義務のない、常時50人未満の労働者を使用する事業場についても適用される

- 対 象：①休憩時間を除き一週間当たりの労働時間が40時間を超えた場合に、その超えた時間が一か月あたり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者（※4）
②心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）において、高ストレス者として認定された者であって、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた者
- 実施者：産業医、産業医の要件を備えた医師等労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有す医師が望ましい

< 3. 心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック） > ※平成27年12月以降導入

- 実施義務のある事業場：労働者数50人以上の事業場（50人未満の事業場は当分の間努力義務）
※学校については、事業場の規模にかかわらず、全ての学校において適切に実施するよう、文部科学省より通知等により指導している。
- 対 象：常時使用する労働者
- 実施者：医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士
- 頻 度：一年以内ごとに一回
- 項 目：以下の3領域に関する項目が含まれていることとされている。
 - ①職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
 - ②心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
 - ③職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

※3 パートタイム労働者についても、一週間の所定労働時間が当該事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の四分の三以上である者は該当する。

※4 月80時間を超える場合には、面接指導に準ずる措置の実施が努力義務になっている。



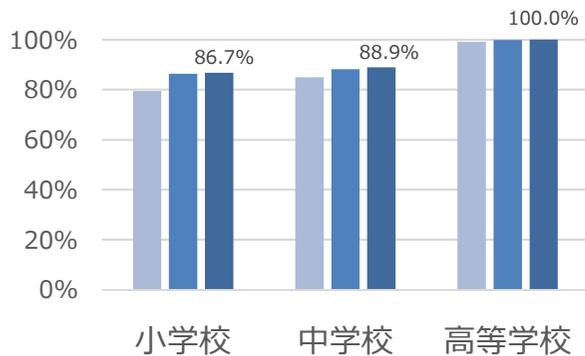
労働安全衛生管理体制の整備について③

公立学校の労働安全衛生管理体制整備状況は、概ね改善の傾向にあるものの、特に小学校、中学校において十分とは言えない状況。また、特に産業医の選任義務のない事業場において、面接指導体制の整備状況が低い。

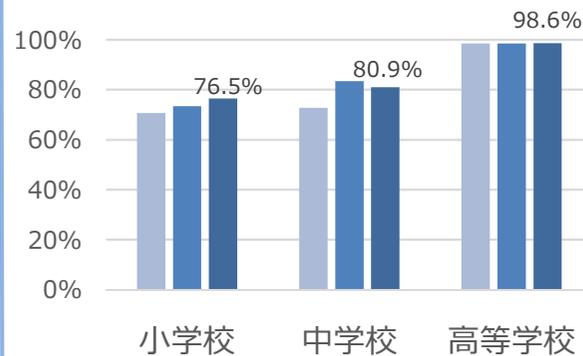
3. 公立学校における労働安全衛生管理体制の整備状況

■ 平成22年 ■ 平成24年 ■ 平成26年 (文部科学省調べ)

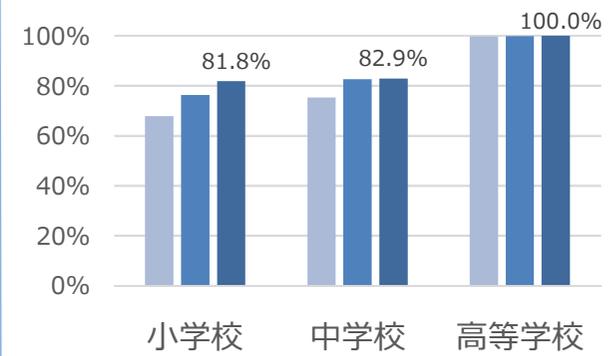
● 衛生管理者の選任率



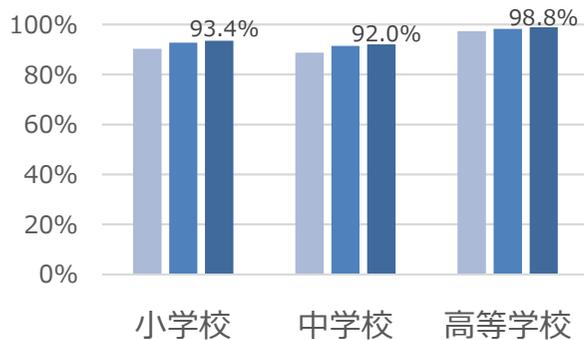
● 産業医の選任率



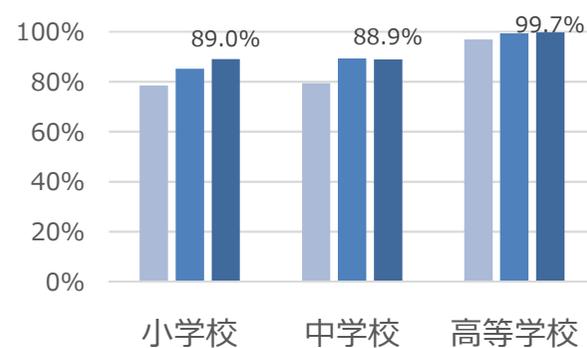
● 衛生委員会の設置率



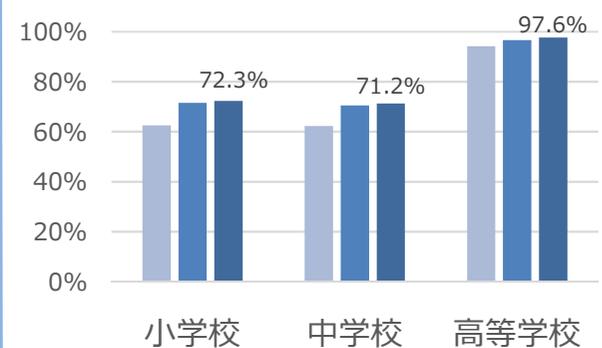
● 衛生推進者の選任率



● 面接指導体制の整備状況 (50人以上)



● 面接指導体制の整備状況 (50人未満)



※ 選任率・設置率：選任・設置を要する事業場のうち実際に選任・設置している事業場の割合

労働安全衛生管理体制の整備について④

4. 主な文部科学省の取組

< 1. 公立学校における労働安全衛生管理体制の整備状況に関する調査 >

- 隔年で各都道府県及び市町村（政令指定都市及び特別区を含む）に対して調査を実施し、その結果を通知することで各都道府県における体制整備を促進。

< 2. 通知等による指導 >

- 近年の主な通知

平成27年 5月 労働安全法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（※ストレスチェック制度の導入等について）

平成28年 1月 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する指針等について」及び「雇用管理に関する個人情報の内健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について」の送付について（通知）

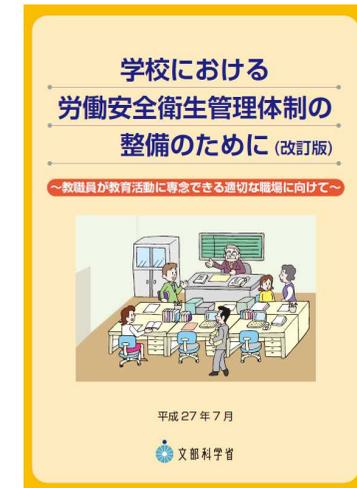
平成28年 8月 労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定関係）の施行について（周知）

平成30年 3月 平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について（通知）
（50人未満の学校を含む全ての学校におけるストレスチェック制度の適切な実施等）

※このほか、毎年各都道府県教育委員会や私学主管課の担当者会議等において周知を実施。

< 3. 啓発資料の作成 >

- 学校管理職等を対象とした啓発資料（リーフレット）を作成、各都道府県・指定都市教育委員会等へ配布。（平成24年3月、平成27年7月）



学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（平成27年）